35—11　ＰＵＤＴ

受命審判官

審判における証拠調べ、又は証拠保全（特§150、実§41、意§52、商§56①、§68④）を当庁外で行う場合等であって適切なときには、審判長は、合議体のうちから証拠調べ又は証拠保全を行うべき審判官を指定することができる（特施規§57、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

1．受命審判官は審判長が指定する（特施規§57①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

2．受命審判官は、合議体の補助機関として、本来ならばその合議体の行うべき証拠調べ、証拠保全を行う。

3．受命審判官が行う手続の期日は、受命審判官が指定する（特施規§57の2、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

4．受命審判官は証拠調べについての調書に記載すべき事項を定めることができる。審判書記官は、受命審判官がした調拠調べの調書に文書の写しを添付することができる（特施規§61の4、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

受命審判官の制度は、単審制の長所である機動性、経済性を合議制に採り入れるものであるから、それが合議制を乱すことがあってはならない。したがって、受命審判官による証拠調べ、証拠保全は簡単なものに限り行う。

（改訂 H27.10）